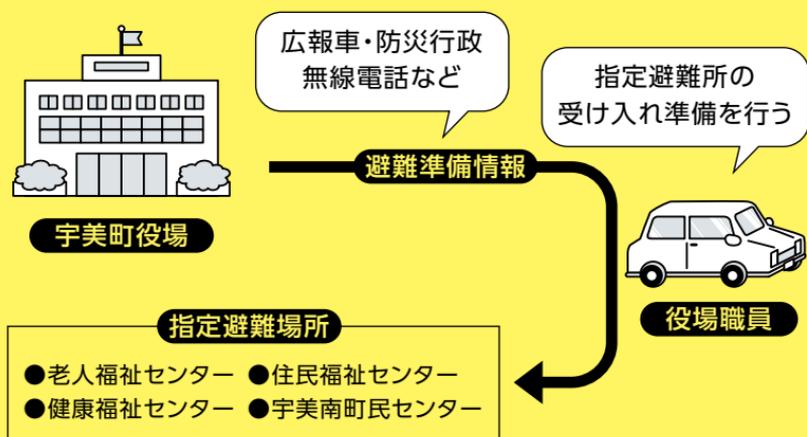


避難所開設までの流れ

①「避難準備情報」が発令された場合

「避難準備情報」が発令された場合は、指定している4か所の指定避難所の施設管理者は施設を開錠し避難者受け入れ準備を進めます。

※「避難準備情報」が発令される前でも自主避難者がいる場合など、状況によっては自治会長等が自治公民館等の開設を判断してください。



避難者を受け入れた場合

誰が避難しているのかを名簿等で把握するとともに食料・飲料水・毛布など必要な物資の状況を役場へ連絡します。

自治会長は役場と連携を取りながら基本的には自治会で運営してください。

※不足する物資があれば役場に要請してください。



誰が避難しているのかを名簿等で把握するとともに食料・飲料水・毛布など必要な物資の状況。

②「避難勧告」「避難指示」が発令された場合

「避難勧告」「避難指示」が発令された場合は、開設された指定避難所に加え、該当地域の指定避難所を開設します。状況によっては自治公民館を指定避難所として開設するよう自治会に依頼します。

